

令和5年度県産品輸出促進事業（日本酒）業務委託仕様書

1 業務概要

本事業は、県産日本酒のヨーロッパ市場における販路を拡大するために静岡県（以下「甲」という。）が行う以下の事業の運営等を、受託者（以下「乙」という。）に委託する。

2 実施期間

契約日～令和6年3月22日

3 委託限度額

4,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

4 業務内容

(1) フランスにおける試飲・商談会の開催

ア 内容

フランスで開催される食品・酒の展示会等への出展、またはホテル・レストラン等でのイベント開催などにより、レストラン関係者、バイヤー等の事業者を対象に、県産日本酒の試飲と商談を1回以上行う。

イ 実施時期

令和5年9月～令和6年2月

ウ 実施都市

フランス国内

エ 対象者

レストランオーナー、シェフ、ソムリエ、バイヤー、ディストリビューター※等

※ 商品を輸入し飲食店等に販売する者

オ 注意事項

- ・販路の拡大に効果的な取組を実施すること。
- ・欧州において、ディストリビューターが決まっていない酒蔵（銘柄）について、酒蔵の希望に沿ったディストリビューターと成約すること。
- ・フランスの流通に精通した専門家及び必要に応じてディストリビューターと連携し、1蔵につき10件以上、対象者との商談を実施すること。
- ・8蔵から各3銘柄程度、四合瓶計100本程度を出品することを想定し、企画を提案すること。日本酒の費用は酒蔵負担とする。なお、酒蔵から参加辞退の申し出があった場合には、辞退した酒蔵数に応じて委託料を減額する。
- ・参加する酒蔵及び銘柄については、受託者決定後に通知する。
- ・商談相手から得られた意見等については、取りまとめの上、事業終了後、実績報告書と合わせて提出すること。

(2) 日本酒の輸送及び保管

- ア 日本からフランスへの日本酒100本程度（四合瓶）を輸送する。
- イ 日本酒は各酒蔵から乙の指定する国内倉庫へ送付し、乙がフランスへの輸送及び保管を行うものとする。
- ウ 国内倉庫からフランスへの輸送費用については県の負担とし、委託料の見積額に含めること。ただし、酒蔵から国内倉庫への輸送費用については各酒蔵の負担とし、見積額に含める必要はないこと。
- エ 各酒蔵への連絡、国内倉庫での梱包、日本及びフランスでの通関手続きなど、日本からフランスへ日本酒を輸送するために必要な業務を行うこと。
- オ フランスへの輸送、保管過程で日本酒を破損した場合は、乙から酒蔵へ相当額を支払うものとする。

(3) 広報媒体等の制作

ア パンフレット（冊子）

- ・(1)を効率的に実施するための冊子とする。（A 5 版、40頁程度、100部）
- ・テイスティングチャートやペアリングメニューを掲載するなど、欧州人が親しみやすい内容とすること。
- ・日本語版の内容について、甲及び酒蔵の確認を受けた上で、フランス語版を制作すること。
- ・印刷前は、甲及び酒蔵の確認を受けること。
- ・過去の冊子を参考とし、更なる広報効果が期待できるものとする。

イ 商談シート

- ・(1)を効率的に実施するためのリーフレットとする。（A 5 版二つ折、4頁、各蔵ごと100部）
- ・日本語により、商品データや紹介文を制作し、甲及び酒蔵の確認を受けた上で、フランス語版を制作すること。
- ・印刷前は、甲及び酒蔵の確認を受けること。
- ・過去の商談シートを参考に、更なる商談成立が期待できるものを制作すること

(4) その他

- ア 受託者決定後、事業に参加する酒蔵に対し説明会を行うこと。また、試飲・商談会の終了後、酒蔵に対する報告を行うこと。なお、酒蔵との日程調整は、甲が行うものとする。説明会の開催方法については、甲乙協議する。
- イ 輸出する日本酒に貼付けるラベルの作製について、必要に応じ、酒蔵に協力すること。
- ウ 酒蔵が渡航する場合は、滞りなく商談を実施できるよう、通訳及び現地での移動手段を手配すること。なお、酒蔵の交通費は酒蔵負担となるため、酒蔵に直接請求すること。酒蔵への請求にあたっては、金額の根拠を明示すること。
- エ 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）静岡・浜松が実施する事業の情

報を積極的に収集し、必要に応じ、連携して事業を実施すること。

オ その他、フランスにおける個別訪問商談支援、オンラインによる個別商談等、県産日本酒の販路拡大につながる企画等がある場合は、積極的に提案すること。
なお、必要な経費については見積りに含めること。

5 その他事項

(1) 乙の義務

乙は、本業務の遂行に当たり、意図及び目的を十分に理解した上、関連法令及び本仕様書を厳守するとともに、適正な人員を配置し、正確かつ効率的に行うこと。

(2) 業務指示

乙は、本業務の内容に疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議し、原則として甲の指示に従うこと。

(3) 進捗状況報告

乙は、本業務の進行状況について、定期的に甲に報告すること。また、11月上旬を目処に酒蔵を対象とした中間報告会を開催すること。なお、酒蔵との日程調整は甲が行うものとする。説明会の開催方法については、甲乙協議する。

(4) 機密の保持

乙は、本業務中に知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。